

1999年9月10日

文化庁長官官房審議官
山元 孝二 様

社団法人音楽電子事業協会
会長 日吉 昭夫

「著作権審議会権利の集中管理小委員会専門部会中間まとめ」に対する意見書

1. 当協会の基本的立場

当協会は、電子音楽にかかわる世界標準規格（MIDI）を管理統括する団体としてMIDI規格による音楽データ - のネットワーク配信や通信カラオケなどで音楽著作物を利用する事業者を会員としております。

また、当協会はインターネットやデジタルメディアが発達する時代の音楽関連事業者団体として積極的に音楽著作物のネットワークに係わる著作権使用料交渉に係わりネットワークにおける権利処理ルールや著作権使用料等の交渉や普及に貢献してまいりました。このような経験を踏まえて、高度情報化社会における音楽文化産業の発展を願う事業者団体として、仲介業務法の問題点等を理解していると自負しております。日本のアーティストの作品や商品なども高度情報インフラを十分に活用し、世界を市場として事業発展させるためには、仲介業務法の全面的な改正により著作権・著作隣接権の権利仲介に競争原理の導入や独占禁止法の厳格な適用、利用者の利便性を考慮した仲介システムや権利処理ルールの確立が急務と考え、当協会が実務の現状に即して意見を述べることは意義あることと思料し、本書を提出するものであります。

2. 当協会の問題意識

今回、中間答申が著作物の仲介に競争原理の導入、及び規制緩和の原則を明確にしたことは文化先進国、情報化社会先進国の日本の現状からして評価できる。

しかしながら、これまで規制の対象でない分野にまで仲介業務の対象を広げる可能性を示唆していることは、今回の中間答申がめざしている基本方針に照らし矛盾を感じるところですので、デジタル化、ネットワーク化が高度に発達する21世紀を見据えて、規制が必要な分野と規制を撤廃し自由とする分野の厳格な区分けを明確にする必要があると思います。

3. 当協会の意見

1) 仲介業務法の規制について

仲介業務法による規制対象は極めて限定した範囲にとどめる必要があると考えます。当協会としては著作物に関する仲介業務の法的規制は必要最低限にするべきと考え、以下の2例以外は基本的に完全に自由とすべきと考えます。

(1) 個別許諾の取得が不便な分野

(放送及びインターネットキャストに関する著作権及び著作隣接権の集中的仲介業務)

インターネットキャストやデジタルネットワークにおける放送類似サービス等では音楽著作権や音楽隣接権の処理は放送と異なり、送信可能化権等の新設により、現状では個別に事前に許諾を受けなければ送信できません。

つまり原則的にはインターネットでは放送番組や放送類似コンテンツの配信がほとんど困難な状況です。

例えば

* アニメ作品の配信には原作、脚本、俳優、監督、音楽の権利処理が必要となります。

* 音楽の場合は作詞、作曲、演奏家、レコード会社の権利処理となります。

このようにインターネットキャストや放送等の使用形態の著作権・著作隣接権の円滑な利用と促進には、特定の管理業務を集中化する必要があります、しかし、複数の団体による競争原理導入は維持する制度と考えます。

(2) 音楽分野

音楽分野は利用形態が複雑でしかも作品数が膨大な為、仲介業務法による仲介団体に対する規制が必要で、もちろん管理仲介業者の複数化による競争原理の導入で自然に権利処理等の市場形成が必要と考えます。

上記以外の分野(写真、文芸等)はすでに権利仲介業が成立しており、あらためて規制の対象にすることにより却って混乱することが予想され、規制による社会メリットがほとんどないと思われます。

2) 仲介団体の登録制

仲介団体の複数化による競争原理の導入及び行政による規制の緩和の方針により従来の許可制を登録制にすることについては賛同いたします。

しかし、登録にあたっての基本的条件は必要最小限にするべきと思います。

登録基準等は事前に公開されることが望ましく、其の基準を満たしている場合は基本的に自動的に登録を受け付けるべきと考えます。

また、更新等は登録期間に特段不祥事がないと更新されるべきです。

3) 仲介団体への監督権限

監督権限の目的を円滑な権利許諾システムの維持と公平で適切な使用料の決定プロセスの確立、著作権者の保護などの限定された目的を明確にすべきだと思います。

特に今回の改正では著作権管理会社の仲介業務を規制の対象外とした場合、許諾業務に置ける権利の乱用、押し付け許諾、人気曲と無名曲の抱き合わせ許諾等の不公正な許諾を防ぐための諸規定を設けることは利用者の保護のため必要です。

また著者、著作権者の保護等は仲介条件や権利分配条件、権利譲渡条件の透明性や公明性の確保は極めて重要と思われます。

4) 著作権使用料の登録制度

著作権使用料は社会的な文化基盤である各利用分野でもっとも重要な要素であり、仲介業務の競争原理の導入で著作権・著作隣接権使用料が複数の団体及び著作権管理会社の自由裁量で決定されると一部の曲について、密室で不等な価格設定が行われる可能性があり、公共的見地からすべて事前登録制とし著作権使用料等の規定の公開義務や独占禁止法の優越的地位の乱用やカルテルの結成などの排除など使用料等価格形成にはおのずと秩序が必要で充分監視すべきである。また、著作権使用料は時代の変化に対応して数年後とに改定をすべきであり、現行の使用料規定では改定の為の手続きが明確化していないため、時代にそぐわない規定が其のまま存在していることがあり、健全な文化事業が維持できないことがある。

5) 紛争処理制度の必要性

著作権使用料審判所等の制度は必要最小限に限定して運用すべきである。つまり、審判委員の構成では利用者の代表、権利者の代表、中立的委員などの具体的な構成比問題が重要で、しかも基本目的は著作権使用料の改正等の受付とその妥当性の審議などに権限を限定すべきと思います。

また、著作権使用料等で標準的な価格形成が出来ず権利の乱用等があった場合等。

6) 集中管理の分散化と新たな集中管理の可能性

(権利処理代行センター)

利用者の利便の為、集中度の低い管理者団体や権利者からの権利処理業務代行構想はまさに今回の規制緩和政策の重要な部分として認識しております。

このようなサービスエージェントはまさに民間が競争で争うべき新サービスであり、民間の活力に任せることのメリットが大きいと思います。

7) 著作隣接権の集中管理

今回の中間まとめでは将来の課題であり、当面集中管理は次期尚早と示唆していますが、インターネットでのコンテンツ・サービスの充実を先進国のアメリカ並に豊かにするには最も急ぐべき課題と考えております。

インターネットキャストサービス、デジタル放送、デジタル携帯電話などのデジタルメディアによるキャスト(ストリーミング送信等)新規サービス業が発達する時代では、著作権、著作隣接権の支分権ごとの事前許諾を完全に処理することはほとんど不可能で、新たな許諾ルールのもとでは各権利をまとめて包括的に許諾できる集中管理団体が必要です。

例えば

- * アニメ作品の配信には原作、脚本、俳優、監督、音楽の権利処理が必要となり。
- * 音楽の場合は作詞、作曲、演奏家、レコード会社の権利処理が必要となります。

8) 指定団体制度

今回の中間まとめでは基本的に現状維持という見解ですが、インターネットなどのテクノロジーが社会構造や事業構造にもたらす革命的な変化に対応する視点が不足していると思います。

つまり、インターネットなどのデジタルメディアの活用によって創作者等の活動が極めて低コストで事業化できることによって、音楽やゲーム、画像デザイン、電子出版など文化産業における新規参入が簡便になり、新しい産業が発展するという事象が起こります。例えば現在、日本レコード協会に加盟するレコード会社は21社ですが、デジタル革命により中小、零細、個人経営のレコード会社がかかり増加することが明白です。

例えば、アメリカでは独立系レコード会社が1500社程度あります、このように新規参入が活発な産業構造になることは日本の国益にもかなうわけですが、指定団体制度は旧来の企業や権利団体のみを優遇する制度になりがちで、今回の仲介業務制度改革に合わせて、抜本的な制度改革を急がないと近々大きな問題となる可能性があります。

まとめ

日本における新しい著作権制度，仲介業務制度に対する期待について。

現在日本でもあらゆる分野で 21 世紀に向けて政府、行政、産業界をあげて抜本的な構造改革に取り組んでおりますが、デジタルテクノロジーとインターネットの発展速度が極めて速く、日本の社会制度改革のスピードでは追いつけないほど実体面での変化がきわめて早い状況です。

PCの普及、インターネット回線の常時接続と米国並のコスト、携帯電話の発展等これらは単にデジタル新製品が増えたという現象ではなく、社会、政治、経済、企業活動、個人生活などすべての分野が大変革するデジタル産業革命なのです。

このような社会では従来と異なるメディアやコミュニティシステム、ハードやソフト、社会文化システムが新たな価値観をもって誕生します。

そのため、社会は著作物の創作から発表，伝達，販売などが従来のビジネスモデルと異なる方式，ルールで処理することを求めてきます。

したがって、21世紀の著作権法及び仲介業務法は従来の歴史（100年）と慣習を前提とした仕組みを基本として組み立てるのではなく、21世紀に向けてすべて新しい倫理で再構築する必要があると思います。

文化庁にはデジタルネットワーク時代の創作者（著者）の権利を確立した上で、コンテンツ事業者（発行者）の権利、購入者（国民）の権利等を充分考慮した、よく調和のとれた権利（公共の権利概念，個人の権利概念）のあり方を研究し、21世紀の100年に通用する著作権制度の確立を目指していただきたいと念願しております

以上